

周南市子育て世帯訪問支援事業登録事業者募集要項

1 募集の趣旨

周南市では家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭及び妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、支援員が訪問し、当該家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、育児等の支援を実施することにより、家庭環境及び、養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に、子育て世帯訪問支援事業を実施します。

今回の募集は、当該事業において周南市からの依頼に基づき、訪問支援員を派遣する登録事業者を募集し選定を行うものです。

2 募集対象区域

周南市内全域

3 事業者の資格

事業者は以下の要件を満たすものとします。

- (1) 介護保険制度の指定居宅サービス事業者又はこれと同等の能力を有すると認める事業者と生活環境改善が可能な清掃業者で、当該業務を適切に遂行できるもの
- (2) 援助員として派遣可能な従業者を有していること。
- (3) 市あんしん子育て推進課と連携・調整を行うことができること。

4 養育支援訪問の要件

登録事業者は、次に掲げる要件を備えている者を訪問支援員として派遣するものとします。

- (1) 心身ともに健全であること。
- (2) 家事又は育児に関する援助を適切に実行する能力を有すること。
- (3) 支援対象者からの相談等に対応できる能力を有すること。
- (4) 清掃に関する知識又は経験があり、支援対象者からの相談等に対応できる能力を有すること。
- (5) 市が適当と認める研修を修了した者
- (6) 次に掲げる欠格事由のいずれかにも該当しないもの
 - a 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - b 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - c 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

5 対象者及び事業の内容

「周南市子育て世帯訪問支援業務仕様書」によるものとします。

6 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

7 応募方法

(1) 提出書類

周南市子育て世帯訪問支援事業登録申請書

※市ホームページからダウンロード可

※提出された書類の返却は行わない。

(2) 提出方法及び提出場所

郵送（期限内必着）又は持参にて提出

〒745-0005 周南市児玉町1-1

周南市あんしん子育て推進課（徳山保健センター2階）

TEL 0834(22)8550 FAX 0834(22)8815

(3) 応募期間

（受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで）

8 審査結果の通知等

提出書類に基づく審査の結果は、書面にて全応募者に通知します。なお、実施事業者として登録することが適当であると本市が認める事業者については、委託契約の手続きを案内します。

9 その他

(1) 提出書類の作成及び提出にかかる費用は、事業者の負担とする。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合、無効とする。また、重大な不備がある場合は、無効とすることがある。

(3) 事業に関する質問は、電話、FAX、来所にて対応する。

10 関係資料

- ▶ 周南市子育て世帯訪問支援事業仕様書
- ▶ 周南市子育て世帯訪問支援事業実施要領
市ホームページ掲載中